

平成 24 年 4 月

医師年金 加入者・受給者 各位

日本医師会

特定保険業の認可申請について

日本医師会年金を特定保険業として厚生労働省(主務官庁)に認可申請することが、平成 24 年 4 月 2 日開催の第 126 回代議員会(第 5 号議案)において承認されましたので、ご報告申し上げます。

次頁は、代議員会に提出致しました資料の写しでございます。記載されております通り、医師年金事業は、特定保険業の認可を受けることにより、事業の継続が可能になります。

現在、保険業法に基づく、改善計画の策定、「医師年金規程」の改定等の準備を行っており、「医師年金規程」の改定は、次回以降の代議員会で報告する予定であります。

認可の申請は本年夏頃、認可の取得は本年秋頃、特定保険業の開始は平成 25 年 4 月、本会の新公益法人への移行と同時を目標にしております。上記に関するご報告・ご案内は、認可取得後に、改めて申し上げます。

医師年金事業は、これまでの無認可共済(年金)事業から、認可取得後は、保険業法に基づいた年金制度に変更になります。皆様の引き続きのご理解とご協力をお願い申し上げます。

【代議員会への提出資料】

日本医師会年金の特定保険業認可申請の件

平成23年5月施行の再改正保険業法に基づき、医師年金制度を認可特定保険業として、厚生労働省に対して認可申請を行う。認可取得は、平成24年10月を目途とする。

1. 保険業法改正の経緯

- ・平成18年に施行された改正保険業法では、場合によっては医師年金のように公益法人が運営する共済制度は廃止とならざるを得ない可能性があった。
- ・その後、本会から政府関係者や関係省庁への働きかけを行い、平成23年5月に保険業法が再改正され、行政庁から特定保険業の認可を受けることにより、公益法人における共済事業継続が可能となった。

2. 認可特定保険業申請の主な要件

- ・申請の対象となる共済は、平成17年時点で共済事業を行っていた公益法人に限られる。また、特定保険業を継続していくに足る経済的基礎、人的構成を有していることが必要となる。
- ・また、共済の資金が他の本体の業務には使用されないように区分経理されていること、掛金が責任準備金として積み立てられていること、等の要件がある。
- ・本会の年金制度は、規程の一部改正等が必要となるが、ほぼ業法上の要件を満たしている。

3. 申請に向けての準備状況

- ・現在、業法に基づいて改善計画策定、年金規程の改定等の準備を進めている。
- ・規程の改定内容については、次回以降の代議員会で報告する予定である。

4. スケジュール

- ・平成25年4月に新公益法人移行とともに、特定保険業を開始するスケジュールとしている。
- ・そのため、平成24年10月を目途に厚労省から認可取得ができるよう、今年の6月頃から同省との折衝を開始する予定である。

以 上